

一般社団法人 DX NEXT TOHOKU

会員規則

第1条 (総 称)

当法人は、一般社団法人 DX NEXT TOHOKU と称する。英文名称は、Tohoku Digital Transformation Association for Next Generation とする。

第2条 (目 的)

一般社団法人 DX NEXT TOHOKU (以下、当法人) は、データ駆動型社会実現に向けた IoT、ビッグデータ、人工知能、ロボットに代表される第4次産業革命技術革新を推進し、「新たなビジネス創出、人材育成、実践的課題解決力の向上」を図る ことを目指す。

デジタルフォーメーション (DX) を推進、加速させるために利用者の立場に立った本質的な仕組みづくり、サービスの提供、及び共同実証実験 (PoC) の実施と事例構築を行う。また DX のソリューションに必要なスキルに着目した研修メニューを研究・整備することで DX 人材 (コンサルティング、エンジニア) を育成し DX 時代に向けた東北地域における経済発展、東北全体を元気にする活動を行っていくことを目的とする。

第3条 (活 動)

以下のような活動を、各会員が主体的に実施する組織を目指す。

- (1) デジタルトランスフォーメーションに関わる経営・技術コンサルタント業務
- (2) デジタルトランスフォーメーションの啓蒙・普及・情報発信
- (3) デジタルトランスフォーメーションに関わる教育・研究・研修プログラムの企画・運営業務・技術者創出・エンジニア育成
- (4) デジタルトランスフォーメーション推進のためのプロジェクト、共同実証実験 (POC) の実施、事例構築
- (5) 先進的 IT (IoT・AI・ロボット・統計技術など) に 関連する ハード ウェア 機 器、ソフトウェア ツール の 開発、仕入、販売、レンタル
- (6) 先進的 IT (IoT・AI・ロボット・統計技術など) に関わるサービスの構築、及び提供
- (7) 講演会・セミナー・勉強 会の開催、立案、運営
- (8) その他イベントの開催、運営
- (9) デジタルトランスフォーメーション推進に関わる一般及び特定労働者の派遣業
- (10) その他 当法人 の目的を達成するために必要と認める事業

一般社団法人 DX NEXT TOHOKU

会員規則

第4条 (会 員)

当法人の会員は、会員登録が完了した法人の目的及び活動内容に賛同する法人、団体等を指すものとし、その会員種別、及び会費は次のとおりとする。

会員種別	入会費	年会費	議決権	対象者	入会審査基準
運営会員	20万円	80万円	あり 社員総会	・企業（法人） ・団体	理事会の全会一致
一般会員	10万円	20万円	なし	・企業（法人） ・団体	理事会の過半数以上の賛同
賛助会員		5万円	なし	・企業（法人） ・団体 ・学校（法人）	なし
特別会員		-	なし	・企業（法人） ・団体 ・学校（法人） ・個人	事前に理事会で過半数以上の賛同を得てこちらから依頼
連携自治体		-	なし	・地方公共団体 (都道府県、市町村)	なし

※会費は消費税の課税対象外であることを想定した金額

会費

- (1) 当法人の運営会員および一般会員は、入会に当たり上記の入会費を納入しなければならない。
- (2) 当法人の運営会員および一般会員、賛助会員は、毎年、上記の年会費を納入しなければならない。
- (3) 退会した場合、納入した入会費、年会費は返却しない。
- (4) 継続の場合、入会月前月末までに次年度分の年会費を支払うものとする。

会員種別の役割

- (1) 運営会員
 - ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員の役割を担う。

一般社団法人 DX NEXT TOHOKU

会員規則

- ・当法人の理念に賛同して入会した法人又は団体で、当法人が用意するホームページ上で運営会員である旨を通知すると共に、東北におけるデジタルトランスフォーメーション推進に係る支援、活動を行う。
 - ・当法人から提供するサービス形態や活動方針を決める会合（運営会議）に参加し、運営方針を決める権利を保有する。
 - ・当法人の名刺を持ち、営業活動をすることができる。
 - ・当法人を通して得られた情報の全てにアクセスすることができる。
 - ・定款で定める理事会、もしくは当規則第8条に定める委員会に必ず所属する。
 - ・その他、適宜用意する会員特典を受けられる。
- (2) 一般会員
- ・当法人の理念に賛同して入会した法人又は団体で、当法人が用意するホームページ上で一般会員である旨を通知すると共に、東北におけるデジタルトランスフォーメーション推進に係る支援、活動を行う。
 - ・当規則第8条に定める委員会に必ず所属し、営業活動をすることができる。
 - ・当法人を通して得られた情報の全てにアクセスすることができる。
 - ・その他、適宜用意する会員特典を受けられる。
- (3) 賛助会員
- ・当法人の理念に賛同して入会した法人又は団体で、当法人が用意するホームページ上で賛助会員である旨を通知する。
 - ・当法人を通して得られた情報のうち、メルマガで配信する情報のみ受け取ることができる。
- (4) 特別会員
- ・理事会での判断により特別会員として招待をした法人・団体・個人で、当法人が用意するホームページ上で特別会員である旨を通知すると共に、東北におけるデジタルトランスフォーメーション推進に係る活動をご支援いただく。
 - ・当規則第8条に定める委員会への参加は任意とする。
 - ・当法人を通して得られた情報のうち、メルマガで配信する情報のみ受け取ることができる。
- (5) 連携自治体
- ・当法人の理念に賛同した地方公共団体（都道府県、市町村）で、当法人が用意するホームページ上で連携自治体である旨を通知すると共に、東北におけるデジタルトランスフォーメーション推進に係る活動をご支援いただく。
 - ・当規則第8条に定める委員会への参加は任意とする。
 - ・当法人を通して得られた情報のうち、メルマガで配信する情報のみ受け取ることができる。

第5条 （会員登録の成立）

一般社団法人 DX NEXT TOHOKU

会員規則

当法人の会員登録が成立する条件は下記のとおりとする。

- (1) 本サービスの会員登録を行うことのできる者は、次の各号の条件を満たしている者とする。
 - ① 当社から連絡可能な電子メールアドレス、電話番号を保持していること
 - ② 定款や本規約で規定する会員資格の停止・取り消し事由に該当していないこと
- (2) 会員登録希望者は、当社所定の手続に従って、会員情報を、虚偽なく、正確に届け出るものとする。
- (3) 会員登録は、1法人・団体・個人につき1件の会員登録ができるものとする。また、情報共有ツールアカウント登録は3件までとする。
- (4) 会員登録希望者は、会員登録に必要な携帯端末・インターネット接続環境等の通信手段を会員登録希望者自らの責任と費用にて用意するものとする。
- (5) 会員登録は、会員登録希望者が自ら(2)項の届出を行い、当社がこれを確認し会員登録を承諾した旨をメールにて通知した時点をもって成立するものとする。
- (6) 当社は、会員登録希望者が次の各号のいずれかに該当する場合、会員登録を承諾しない場合がある。
 - ① 会員情報に虚偽の事項、記入漏れまたは誤記があった場合
 - ② 過去に本サービス等の会員資格の取り消し処分等を受けたことがある場合
 - ③ 他人または架空の情報を使って会員登録を行った場合
 - ④ 当社が提供する情報の著作権他、各帰属先の有する知的財産権の侵害を行った場合
 - ⑤ 会員登録希望者が暴力団等反社会的勢力に所属または関係していると判明した場合
 - ⑥ その他、当社が合理的理由をもって会員登録を承認・承諾することが不適切であると判断した場合

第6条 (運営会議の設置)

当法人では、以下のとおり運営会議を設置するものとする。

- (1) コンセプト
当法人の戦略的な運営方針、及び戦術的な運営計画を決議する場として設置する。
- (2) 会議構成メンバー
 - ① 理事会メンバー (理事、監事)
 - ② 運営会員
 - ③ 各委員会の委員長
 - ④ 事務局
 - ⑤ その他、参加メンバーが必要であると判断した者
- (3) 会議体
 - ① 定例会議：半期に一回実施するものとする
 - ② 緊急会議：運営上クリティカルな問題などが発生した際に、事務局・理事会主導のもと随時実施する

一般社団法人 DX NEXT TOHOKU

会員規則

(4) 決議内容

- ① ユーザー・会員向けサービスの立案検討、及び内容の見直し検討
- ② プロジェクトの立案検討、及び状況の確認
- ③ 定期的実施するイベントの実施内容の検討、及び状況の確認
- ④ 委員会の設置・改廃検討、及び状況の確認
- ⑤ 社員総会の検討
- ⑥ 年間スケジュールの策定、及び状況の確認
- ⑦ その他、当会議のコンセプトに則り必要に応じて追加

(5) 決議の成立条件

会議構成メンバーの過半数の賛同をもって成立とする。

第7条 (事務局の設置)

当法人における事務局について、以下の通り定義する。

(1) 役割

以下の実現を目指し事務局を設置するものとする。

- ① 安定した事業運営、予算管理
- ② 会員が動きやすい組織作り
- ③ 理事会での決定事項を実行
- ④ 組織全体のブランディング

(2) 事務局メンバーの任命

理事会にて決議の上、任命することとする。

(3) その他

事務局の組織、及び運営に関して必要な事項は、理事会が都度定めることとする

第8条 (委員会の設置)

当法人では、会員が主体性を持ち、積極的かつ能動的に活動することを念頭に置き、委員会を設置するものとする。

(1) コンセプト

以下の実現を目指し委員会を設置するものとする。

- ① 社会・市場と会員が必要とする価値を提供できる場を創り出し、結果を出すこと
- ② 会員が強みを活かせること
- ③ 会員企業の実業に対し良いインパクトがあること
- ④ 当法人の一般社団法人としての強み（コネクション、ナレッジ／情報共有など）を活かせること

(2) 委員会設置・改廃ルール

運営会議にて決議することとする。

一般社団法人 DX NEXT TOHOKU

会員規則

- (3) 委員の決定
 - ・入会時に事務局より委員会について説明する
 - ・各委員会の活動内容について把握の上、入会后1ヶ月以内に決定する
- (4) 委員会の異動
異動したい旨を事務局に申請後、事務局より各委員会の委員長に連絡し、異動を完了する。
- (5) 委員長、副委員長の選定
 - ・委員長、副委員長ともに任期は2年とする
 - ・次期委員長の指名は、前期の委員長が行うものとする
 - ・副委員長の指名は、委員長が行うものとする

第9条 (理事会・委員会以外の役職)

当法人において、理事会・委員会以外に設定している役職について下記する。

- (1) 顧問
以下の条件で就任いただき、理事会や運営会議など、当法人の方向性を決めるような場面でアドバイスをいただく。
 - ① 当法人より依頼し、顧問に就任いただく
 - ② ホームページ上で顧問である旨を通知する
 - ③ 旅費・交通費が掛かる場合は実費精算とする
 - ④ 謝礼は理事会・事務局、及び顧問にて適宜協議の上、決定する
- (2) アドバイザー
以下の条件で就任いただき、委員会からの要請を受け適宜アドバイスをいただく。
 - ① 当法人より依頼し、アドバイザーに就任いただく
 - ② 謝礼は事務局・委員会、及びアドバイザーにて適宜の上、決定する

第10条 (その他規程)

当法人において、上記以外の取り決めについては必要に応じ別途個別に策定し、理事会にて承認の上運用するものとする。

改訂履歴

令和3年2月22日 初版

令和3年6月8日 第二版 (第9条追加)

令和3年8月10日 第三版 (第10条追加)

以上